

○経済産業省告示第百六十四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十四第一項の規定に基づき、板ガラス産業の事業適応の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年七月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

板ガラス産業の事業適応の実施に関する指針

一 基本認識

イ 板ガラス産業の位置づけ

板ガラス産業は、主に建物や自動車の窓ガラスとして使用されるガラスの素板を生産する産業である。板ガラスの生産には溶融窯という大規模な設備が必要であり、これらの新設・維持には大きな投資を必要とする。国内市場が大きくないため生産者は限られており、現在国内において板ガラスを生産している企業は二社である。板ガラス産業の国内の総出荷額は約四千億円、従業員数も約一万人である。

□ 板ガラス産業の置かれた状況・課題

板ガラスの用途の半分は、建築若しくは自動車用の窓ガラスである。地産地消が進んでいるため、建築用ガラスの国内出荷量は、国内の建設投資動向とほぼ連動しており、自動車用ガラスの国内出荷量も、国内の自動車生産台数に依存する構造にある。

建物用の窓ガラスは、百五十年以上前から世界中の建物で使用されており、生活様式が新しくなっていく時代においても、一定の需要は見込まれる。しかしながら、国内経済の成熟化や人口減少に伴う世帯数の減少等の構造的な要因により、国内の需要は減少傾向にある。省エネ機能を持つガラス等の高機能製品の需要はあるものの、基本的にはコモディティ化してきたおり、最近では、川中であるサッシメーカーが、海外で安く板ガラスを製造そのまま窓の形で輸入するようなケーブルも進んできている。こうした事情もあり、足下の国内出荷量はピーク時の六割まで縮小している。自動車用ガラスについては、安全性の観点から、高い品質・機能を求められているため、国内のガラスメーカーは技術力の点で優位にあるが、需要量が国内の自動車産業に依存する構造は変わらない。令和二年四月に、国内の自動車工場が稼働停止をした際には、板ガラス産業も大きな影響を受けた。

こうした需要構造である一方で、ガラス産業は、溶融窯を数十年単位で連続操業させるような典型的な装置産業である。一度停止させると再稼働に大きなコストがかかるという溶融窯の特性から、燃料・電力等のエネルギーコスト等を短期的な

需給の変動に合わせて柔軟に調整するのが困難であり、製品あたりでは固定費が半分以上を占める。そのため、板ガラスの市場価格も需給と連動せずに硬直的となり、稼働率が損益に直接的な影響を与えることになる。これまでも、国内需要の減少に合わせて溶融窯等の生産設備を停止・廃止する等、企業における板ガラス事業の構造改革は緩やかに行われており、建築用ガラスでは企業間で事業統合に向けた検討などが進んでいる。

また、流通構造も多層的で複雑である。たとえば、建築用ガラスでは、加工ガラス製造工場やサッシ製造工場、卸売事業者を経て、ハウスメーカーや工務店に納入されることになる。これらの加工・販売工程は板ガラスメーカーの関係会社でなされることが多く、メーカー垂直統合型の流通とその他流通が併存しており非効率的な側面がある。

さらに、板ガラスは千度を越える高温での溶融プロセスが必要である。現状では、コスト競争力を維持する観点から安価な化石燃料を使用していることが多いが、それがCO₂の排出につながっている。二千五十年カーボンニュートラルに向けて、熱源の脱炭素化を含めた製造プロセスの転換が大きな課題となる。

二 指針策定の必要性

前述のとおり、板ガラス産業は、日常生活を支える必要不可欠な素材を提供しているが、今後の国内需要の減少は避けられない状況にある。板ガラス産業が今後も引き続き競争力を維持していくためには、国内の市場動向を見据えつつ、企業再編や事業構造の転換を通じて生産能力の最適化を図つていくことが重要である。

こうした取組を通じた我が国の板ガラス産業の事業適応を促し、我が国経済・社会の国際競争力の強化にも寄与するべく、本指針を策定し、板ガラス産業における事業適応の基本的方向性を示すこととする。

三 事業適応に関する基本的方向性

国内需要の減少とそれに起因する市場価格の低下により国内の板ガラス産業の収益性は低い水準にある。今後も、中国等の近隣国からの輸入圧力は高まってくるものと想定され、収益向上のためには、より一層の企業再編や生産設備の停止や物流の効率化等の取組が必要になる。

一方、デジタル化や脱炭素社会という新しい社会課題の実現に向け、電波送受信が可能なガラスや大型化するディスプレイ用のガラス基板、ZEBやZEHの普及拡大に貢献する省エネ機能に優れたエコガラスといった板ガラスを含む様々なガラス素材の高機能製品の需要が拡大していくと想定される。これらの高機能製品に軸足を移していくことで、収益性の向上を図るとともに、全体のデジタル化や脱炭素社会の進展に貢献していくことが重要である。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

板ガラスは、千度を越える高温での溶融プロセスが必要であり、コスト競争力の維持の観点から安価な化石燃料を使用しているが、それがCO₂の排出につながっている。ガラスの製造工程は今後においても変わらず、溶融プロセスを前提にすれば高温環境の実現が必要であることには変わらない。そのため、熱源を脱炭素化する研究開発・設備投資が不可欠となる。こうした研究開発や設備投資には多くの困難を伴うが、世界の潮流として、脱炭素化への対応を経済成長の阻害要因やコストではなく、成長の機会と捉えるようになつてきている中で、我が国全体の経済成長と脱炭素化を両立するため、これまでの省エネ化の取組に加え、カーボンニュートラルに向けた取組を積極的に進めていくことが必要である。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。